

宮内庁高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画

令和 2 年 4 月
宮 内 庁

目 次

第一 基本的な考え方	1
第二 措置の内容	3
第三 進捗状況と対応方針	5
第四 実施状況の点検	7
第五 その他の措置	8

第一 基本的な考え方

平成28年5月のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。）の改正により、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に対し、表1に記載する中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業対象地域ごとに定める計画的処理完了期限の1年前を処分期間の末日として、当該処分期間内に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分又は処分委託することを義務付け、同時に、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者に対し、処分期間内に廃棄（ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等を義務付けた。

同改正法に基づき、平成28年7月に閣議決定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（令和元年12月に一部変更。以下「基本計画」という。）」において、各省庁は、その所掌事務に係る施設等において保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）」を策定するとともに、当該実行計画の実施状況について、毎年度公表することとされている。

本実行計画は、基本計画の記述に基づき、宮内庁が保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分委託、廃棄その他の措置を早期に実行するために必要な事項を定めるものである。

なお、本計画の対象期間は、令和2年4月から令和5年度末（中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北海道事業における安定器及び汚染物等の計画的処理完了期限）までとする。

【表1】中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設ごとの計画的処理完了期限等（基本計画より抜粋、一部加筆。）

事業名 (実施場所)	処理対象	事業対象地域	事業対象地域以外に 保管されている処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処理完了期限	事業終了準備期間*
北九州(福岡 県北 九州市若松区響町 1丁目)	大型変圧器・コン デンサ-等	A地域	C地域の車載変圧器の一部, D地域のコンデンサ-の一部	1.5トン/日(ポ リ塩化ビフェニ ル分解量)	平成31年3月31日	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで
	安定器及び汚染 物等	A地域、B地域及び C地域(大阪P C B処理事業所及び豊 田P C B処理事業 所における処 理対象物を除く。)		10.4トン/日(安 定器及び汚染 物等の量)	令和4年3月31日	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで
大阪(大阪府 大阪 市此花区北港白津 2丁目)	大型変圧器・コン デンサ-等	B地域	C地域の車載変圧器の一部 及び特殊コンデンサ-の一部, E地域の特殊コンデンサ-の一 部	2.0トン/日(ポ リ塩化ビフェニ ル分解量)	令和4年3月31日	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
	安定器及び汚染	B地域(小型電気			令和4年3月31日	令和4年4月1日から

	物等	機器の一部に限る。）				令和 7年3月31日まで
豊田（愛知県豊田市細谷町3丁目）	大型変圧器・コンデンサ等	C地域	B地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサの一部	1.6トン/日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	令和 5年3月31日	令和 5年4月 1日から 令和 8年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	C地域（小型電気機器の一部に限る。）			令和 5年3月31日	令和 5年4月 1日から 令和 8年3月31日まで
東京（東京都江東区青海3丁目地先）	大型変圧器・コンデンサ等	D地域	C地域の車載変圧器の一部、E地域の大型変圧器の一部	2.0トン/日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	令和 5年3月31日	令和 5年4月 1日から 令和 8年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域（小型電気機器の一部に限る。）	北九州PCB処理事業所及び大阪PCB処理事業所から発生する廃粉末活性炭		令和 5年3月31日	令和 5年4月 1日から 令和 8年3月31日まで
北海道（北海道室蘭市仲町）	大型変圧器・コンデンサ等	E地域		1.8トン/日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	令和 5年3月31日	令和 5年4月 1日から 令和 8年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域及びE地域（東京PCB処理事業所における処理対象物を除く。）			12.2トン/日（安定器及び汚染物等の量）	令和 6年3月31日

注) 事業対象地域については、以下のとおり。

- A地域：鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，徳島県，香川県，愛媛県，高知県，福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県
- B地域：滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県
- C地域：岐阜県，静岡県，愛知県，三重県
- D地域：埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県
- E地域：北海道，青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県，茨城県，栃木県，群馬県，新潟県，富山県，石川県，福井県，山梨県，長野県

※事業終了準備期間：基本計画に記載する発生量に含まれない高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理や，処理が容易ではない機器の存在，事業終了のための準備を行う期間等を勘案し，計画的処理完了期限の後に，事業終了準備期間が設けられた。

第二 措置の内容

基本計画第5章において、各省庁が実行計画で定めるべきものとされている事項を踏まえ、以下の取組を進めるものとする。

1. 自ら管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有の実態調査及び早期処理の実施

(1) 既届出分の早期処理の推進に向けた進捗管理

宮内庁が管理する施設等において、特別措置法に基づく保管状況の届出がされている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量及び特別措置法に基づく所有状況の届出又は電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく管理状況の届出がされている高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量を網羅的に把握する。

また、宮内庁が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、特別措置法で定める処分期間内に早期の処理を完了するように、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への処分委託等を確実に行うとともに、これらの取組をできる限り加速化する。また、処分期間は中間貯蔵・環境安全事業株式会社が整備する全国5箇所の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとに異なるため、事業対象地域ごとの保管量及び所有量を把握し、それぞれの処分期間に応じて明確な進捗管理を行う。

令和2年3月末時点において、宮内庁が管理する施設等における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量について、表2のとおり示す。なお、「処分予定」欄において、「未定」と記載しているものについては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処分計画等を反映し、随時処分予定年月及び処分予定量を記載する。

【表2】宮内庁が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等（令和2年3月末時点）

〈高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量等〉

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定※
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
安定器	個	1040	1040	令和2年度：222 令和3年度：209 令和4年度：580 未定：29
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—
その他汚染物等	ト	0	0	—

※中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整事項であり、変更がありうるもの。

〈高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等〉

種 別	単 位	所 有 量	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への登録済量	廃 棄 予 定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
安定器	個	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	ト	0	0	—
その他汚染物等	ト	0	0	—

(2) 掘り起こし調査

さらに、既届出分の把握や早期処理だけではなく、期限内の確実な処理のためには、管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査を改めて実施することが必要である。

まずは、処理期間の末日が直近に迫っているポリ塩化ビフェニルを含有する変圧器、コンデンサー等については、平成28年度内に、これまでに行った確認の記録等を再度確認するなど、内部で確認を行ってきたところであるが、自家用電気工作物設置者に義務付けられている年次点検等において当該事業用電気工作物の保安監督に携わっている電気主任技術者、電気監理技術者又は電気保安法人に依頼し、徹底した掘り起こし調査を行うこととし、年次点検等の対象ではない施設については、現地調査を実施することにより再度確認を行う。

また、安定器等の掘り起こし調査についても、平成28年度未までに併せて調査を行ってきたところであるが、電気工事関係者等に依頼すること等により再度確認を行う。

さらに、電気事業法の電気工作物ではないX線発生装置や無線機、溶接機器等、非自家用電気工作物の中にも高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品が組み込まれている場合があることから、該当機器について確認を行う。

上記の取組状況の進捗を定期的に点検し、処分期間内に率先しちて処分委託を完了するために必要な措置を講ずる。

第三 進捗状況と対応方針

1. 宮内庁が管理する施設等が保管・所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間内の早期処理に向けた進捗状況

(1) 宮内庁が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量，高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等（令和2年3月末時点）

宮内庁が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量，高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量について，表3のとおり示す。なお，「処分予定」欄において，「未定」と記載しているものについては，中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処分計画等を反映し，随時処分予定年月及び処分予定量を記載する。

【表3】宮内庁が管理する施設等における保管量・所有量等（総括表）（令和2年3月末時点）

〈高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物〉

種 別	単 位	保 管 量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処 分 予 定※
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
安定器	個	1040	1040	令和2年度：222 令和3年度：209 令和4年度：580 未 定：29
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—
その他汚染物等	トン	0	0	—

※中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整事項であり，変更がありうるもの。

〈高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品〉

種 別	単 位	所 有 量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃 棄 予 定
大型変圧器等	台	0	0	—
大型コンデンサー等	台	0	0	—
安定器	個	0	0	—
小型変圧器・コンデンサー	台	0	0	—
その他汚染物等	トン	0	0	—

(2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する安定器及び汚染物等の保管量，所有量等

中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとに，宮内庁が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する安定器及び汚染物等の保管量，所有量等について，表4及び表5のとおり示す。

なお，「処分予定」欄において，「未定」と記載しているものについては，中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処分計画等を反映し，随時処分予定年月及び処分予定量を記載する。

【表4】北海道・東京事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：令和5年3月31日まで）

〈高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物〉

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定※
安定器	個	1025	1025	令和2年度：207 令和3年度：209 令和4年度：580 未定：29
その他の汚染物等	トン	0	0	—

※中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整事項であり，変更がありうるもの。

〈高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品〉

種別	単位	所有量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	廃棄予定
安定器	個	0	0	—
その他の汚染物等	トン	0	0	—

【表5】北九州・大阪・豊田事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：令和3年3月31日まで）

〈高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物〉

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定※
安定器	個	15	15	令和2年度：15
その他の汚染物等	トン	0	0	—

※中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整事項であり，変更がありうるもの。

〈高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品〉

種 別	単 位	所 有 量	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への登録済量	廃 棄 予 定
安定器	個	0	0	—
その他の汚染物等	トン	0	0	—

2. 宮内庁が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間内の早期処理に向けた対応方針

宮内庁が管理する施設等において保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、速やかに中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録を実施し、処分までの見通しを立てることとする。また、当該見通しに基づき、今後第四に示す方法で点検を行うこととする。

第四 実施状況の点検

実行計画の進捗状況については、「PCB廃棄物の早期処理に係る関係省庁連絡会議」（平成28年11月10日関係省庁申し合わせ）等を活用し、少なくとも1年ごとに、必要に応じて更に短い期間で点検を行う。点検は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごと、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種別ごとに、処分及び廃棄の予定量を踏まえ、定量的に行う。

また、取組の透明性を確保するとともに、率先的取組の波及を促す観点から、点検の結果は毎年度当初に公表する。

第五 その他の措置

宮内庁が保管する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、処分期間の末日である令和9年3月31日までに自ら処分又は処分委託を確実に終え、所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、同期限までに率先して確実な廃棄・処分委託又はポリ塩化ビフェニルの除去に努めるものとする。

中でも、ポリ塩化ビフェニルは、その優れた耐食性、耐水性等により、一部の塗料に使用されており、当該塗料が塗装された道路橋等の鋼構造物の塗膜からポリ塩化ビフェニルが検出されている。これらのポリ塩化ビフェニル含有塗膜の大部分は、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物となると考えられている。そのため、宮内庁が管理する施設等についても十分に調査を行い、ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の速やかな除去、廃棄及び処分委託に努めるものとする。

その他の低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品とは状況・事情が異なるため、今後、それらの使用実態等の把握を十分に行うとともに、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処理に関する取組、進捗管理等を具体化する。

なお、令和2年3月末時点において、宮内庁が保管する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物、所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品等について、表6のとおり示す。

【表6】宮内庁が管理する施設等の低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等（令和2年3月末時点）

〈低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物〉

種別	単位	保管量	処分予定
大型変圧器等	台	1	未定
大型コンデンサ等	台	1	未定
安定器	個	60	未定
小型変圧器・コンデンサ	個	7	未定
その他汚染物等	トン	0.276	未定

〈低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品〉

種別	単位	所有量	廃棄予定
大型変圧器等	台	1	未定
大型コンデンサ等	台	0	—
安定器	個	0	—
小型変圧器・コンデンサ	トン	0	—
その他汚染物等	トン	0	—